

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-6
許認可等の種類	食鳥検査に係る確認規程の認定			
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項及び第2項			
許認可等の概要	小規模の食鳥処理業者における食鳥の生体状況等の確認規定が基準に適合する旨の認定 確認規定の変更の認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第29条 (確認規程の記載事項及び適合基準)</p> <p>第29条 法第16条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第16条第5項の確認の方法</p> <p>二 法第16条第5項の確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。)</p> <p>三 法第16条第5項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項</p> <p>四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法</p> <p>2 法第16条第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第16条第5項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第8に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては別表第7に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行えること。</p> <p>二 法第16条第5項の確認の方法及び手順が、当該食鳥処理業者の食鳥処理をしようとする食鳥の種類及び羽数並びに法第2条第5号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。</p> <p>三 法第16条第5項の確認の結果の記録及びその保存方法が、適切であること。</p> <p>四 法第16条第5項の確認が、食鳥処理衛生管理者により適切に行われること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			